

7 近経第 3 1 1 号
令和 8 年 2 月 17 日

和歌山県和歌山市冬野 1359-7
初島電設株式会社
代表取締役 竹村 克治 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、和歌山県知事から監督処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 8 年 3 月 16 日（指名停止終了日）までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 8 年 2 月 17 日 ～ 令和 8 年 3 月 16 日 （1 ヲ月）

2 指名停止の理由

初島電設株式会社は、和歌山県発注工事の施工に際して、建設業法に違反し、契約書を作成しないまま一部下請負業者に工事を施工させ、また施工体系図や標識の掲示を怠ったまま工事を施工していた。これらのことが建設業法第 28 条第 1 項本文に該当するとして、和歌山県から令和 7 年 12 月 22 日付けで、同法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示処分を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適當であると認められるため。